

第133期 定時株主総会招集ご通知

日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 ホテル日航奈良 4F 飛天の間
奈良市三条本町8-1

議案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬等の額及び内容決定の件

ご来場自粛のお願い

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

ライブ配信のご案内



- インターネットで株主総会の模様を映像と音声でライブ配信いたします。
- 詳細は、5頁に記載の「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認ください。

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なんとミッション



地域の発展



活力創造
人材の創出



収益性の向上

目次

第133期定時株主総会招集ご通知 1



インターネットによる
議決権行使のお手続きについて 3

インターネットによる
株主総会ライブ配信のご案内 5

第133期のポイント

連結財務ハイライト 7

コーポレートガバナンスへの
取り組みについて 8

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 9

第2号議案 取締役9名選任の件 10

第3号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬等の額及び内容
決定の件 21

添付書類

第133期 事業報告 29

第133期 連結計算書類 53

第133期 計算書類 55

監査報告書 57

株主優待制度のご案内 67

個人株主さま向けアンケート
結果のご報告 68

ごあいさつ

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当行第133期定時株主総会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

また、新型コロナウイルスに感染された皆さま、そして感染拡大に伴い様々な影響を受けておられる皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者、行政機関など感染拡大防止に尽力されておられる全ての方々に深く感謝申し上げます。

さて、私どもは、2020年度から2030年度までの10年間に計画期間とし、地域の発展にコミットした新たな経営計画「なんとミッションと10年後に目指すゴール」をスタートし、『地域の発展』『活力創造人材の創出』『収益性の向上』に向けて取り組んでおります。

当期におきましては、特に、コロナ禍における資金繰り支援ならびにお客さまを「知る」活動に徹底的に取り組みました。引き続き、当行グループが一体となって、地域やお客さまが抱える課題を主体的に解決することを通じて、持続的成長を目指してまいります。

今後とも株主の皆さまの信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって改革を進めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

取締役頭取 橋本隆史



招集ご通知

証券コード8367
2021年6月8日

奈良市橋本町16番地
株式会社 **南都銀行**
取締役頭取 **橋本 隆史**

株主の皆さまへ

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願いいたします。

敬 具

..... 記

1 日 時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

2 場 所

奈良市三条本町8-1 ホテル日航奈良 4F 飛天の間

3 目的事項

- 報告事項
1. 第133期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第133期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

4 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主の皆さまの健康と安全を考慮し、当行といたしましては感染リスク防止の観点から、書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をいただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月）
午後5時まで

インターネットによる議決権行使の場合

詳細は

P.3～P.4
をご覧ください



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月）
午後5時まで

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

株主総会に出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ご来場いただく場合は必ずマスク着用の上、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いいたします。発熱や咳などの症状がある場合や感染防止策にご協力いただけない場合は、入場をお断りいたします。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上

- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第17条の規定にもとづき、当行ホームページ (<https://www.nantobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ (<https://www.nantobank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

! 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

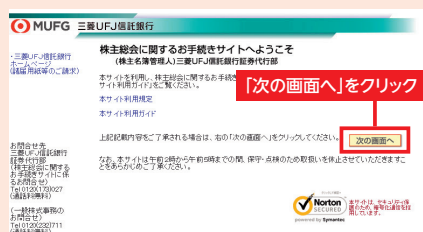
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

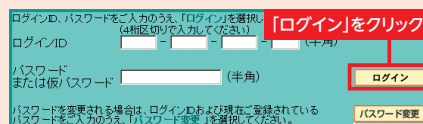
議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする

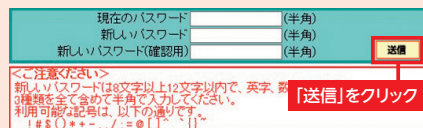
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日(月曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- (5) 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (6) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以上

システム等に
関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (受付時間9:00~21:00、通話料無料)

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる 株主総会ライブ配信のご案内



当日の株主総会にご自宅等から参加し、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

配信日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

視聴方法

当日視聴
URL

[https://8367.v-virtual-
mtg.jp](https://8367.v-virtual-mtg.jp)



(QRコード)

- 株主さま認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いします（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください）。

ID

議決権行使書用紙に
記載されている
「株主番号」
(8桁の半角数字)

+

パスワード

株主名簿上のご登録住所の
「郵便番号」(3月末時点)
(ハイフンを除く7桁の半角数字)

2020年度決算及び2021年度アクションプラン概要の動画配信の

2020年度決算概要等について、頭取のプレゼンテーション動画をIRポータルサイト[NET-IR]にて配信しますので、ぜひご覧ください。

ご留意事項

- ☑ ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上の株主総会への出席ではありません。そのため、インターネットを通じて、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、書面又はインターネットによる事前行使をお願いします。
- ☑ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ☑ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ☑ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ☑ 天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等のやむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当行ホームページ等によりご案内させていただきます。

- !** ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
 なお、左記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。
 ご活用ください。

ID／パスワードに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社

TEL：0120-191-060

(2021年6月29日（株主総会当日） 午前9時～株主総会終了まで)

ライブ配信に関するお問合せ先

株式会社ブイキューブ

TEL：03-4579-2109

(2021年6月29日（株主総会当日） 午前9時～株主総会終了まで)

ご案内

日時 2021年6月14日（月曜日）以降

視聴URL ▶ <https://www.nantobank.co.jp/investor/ir/meeting.html>



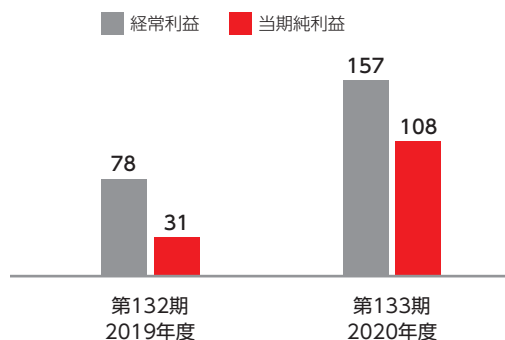
(上記の当行ホームページの資料掲載場所に「NET-IR」へのリンクを掲載しています。)

(注) やむを得ない事情により、配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当行ホームページでご案内させていただきます。

連結財務ハイライト

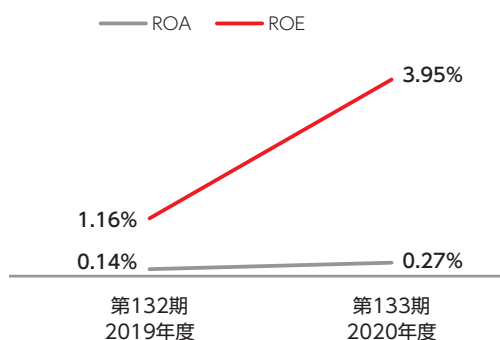
経常利益 親会社株主に
帰属する 当期純利益

157億円 108億円



ROA ROE

0.27% 3.95%



OHR^{※1} 71.4%



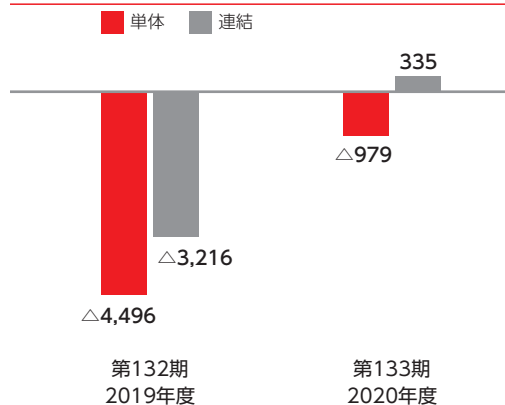
自己資本比率 9.47%



第132期 2019年度 第133期 2020年度

※1 預金・貸出金・有価証券などの利息収入である「資金利益」、手数料等の収支である「役務取引等利益」、それ以外の業務の収支である「その他業務利益」を合計した利益から、国債等債券損益を控除した利益に対する経費の割合

顧客向けサービス損益^{※2} 335百万円



※2 本業（貸出・手数料ビジネス）の利益
貸出金平残×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費

2024年度の中間目標 単体ベース

※（ ）内は2020年度実績

■顧客向けサービス
損益黒字化
(△979百万円)

■OHR 70%未満
(71.7%)

■ROA 0.25%以上
(0.25%)

コーポレートガバナンスへの取り組みについて

2020年度の取り組み

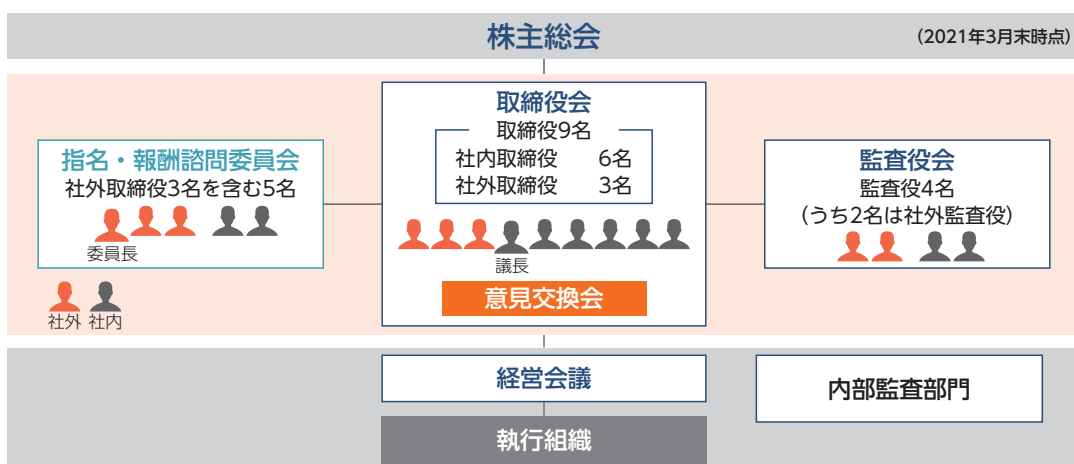
当行では取締役会の機能を強化し、不確実性の高い経営環境下において適時迅速に重要な意思決定を実行していくことができるようなガバナンス体制とするべく、以下の施策を実施しました。

1. 取締役会を審議の場から討議の場へ

社外取締役への事前説明の充実	取締役会開催日の前日までに、一人一人個別に議案の背景等も含めた詳細を説明することで、取締役会での議案説明時間を短縮し、より建設的な討議が可能となりました。
取締役会における意見交換会の設置	取締役会において、決議・報告終了後、中長期的なテーマを議論する場として「意見交換会」を設置しました。2020年度は「奈良県GDP増加への取組」「DXの今後の方向性」について各3回に渡って開催し、特に社外取締役からは、多角的な視点からご意見をいただき、活発な議論が交わされました。

2. 指名・報酬諮問委員会の設置

指名・報酬諮問委員会の設置	取締役等の登用や報酬の決定における独立性、客観性、透明性を高めるため、頭取、副頭取及び社外取締役3名を構成メンバーとする「指名・報酬諮問委員会」を取締役会の直下に設置しました。委員長は社外取締役が務め、オブザーバーとして同委員会の運営に知見を有する外部専門家の弁護士が参加し、適時適切な助言を行っております。
----------------------	--



取締役会	議長 頭取	開催回数	12回	平均開催時間 (1回当たり)	約2時間		
2020年度に議論された主な事項							
<ul style="list-style-type: none"> 経営計画に基づく本年度のアクションプランおよびその進捗モニタリング 店舗ネットワークの再編 SDGsポリシーの制定ならびに重点取組事項の整理 取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ 							
<取締役会>約2時間							
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>決議事項 報告事項</td> <td>意見交換会</td> </tr> </table>						決議事項 報告事項	意見交換会
決議事項 報告事項	意見交換会						
意見交換会	議長 頭取	開催回数	6回	平均開催時間 (1回当たり)	約1時間		
2020年度に議論された主な事項							
<ul style="list-style-type: none"> 奈良県GDP増加への取組について DXの今後の方向性について 							

指名・報酬諮問委員会	委員長 北村取締役 (社外取締役)	開催回数	7回	平均開催時間 (1回当たり)	約1時間
2020年度に議論された主な事項					
<ul style="list-style-type: none"> 株主総会に提案する取締役候補者の選任に関する議案 業績連動報酬の導入を含む取締役の報酬制度の見直し 取締役の個人別の報酬等の決定方針 					

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金40円 総額1,304,736,880円

なお、中間配当金として40円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき80円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,000,000,000円

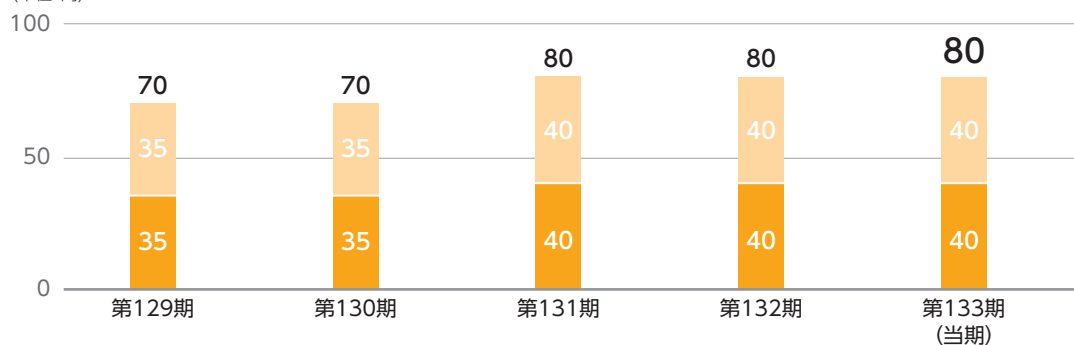
(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

ご参考 1株当たり配当金の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位:円)



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

<取締役候補者の決定手続>

当行は、社外取締役が経営に対する監督機能を一層発揮するため、取締役会の下に取締役候補者の指名や報酬の審議、答申を行う「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。「指名・報酬諮問委員会」の構成メンバーは社外取締役を過半数とし、社外取締役を委員長とすることで、独立性を担保しております。

「指名・報酬諮問委員会」では、取締役会の諮問に応じて、経営陣の選任および解任、ならびに経営陣の報酬等に係る事項を審議し、取締役候補者の決定につきましては、同委員会の答申を受け、取締役会にて決議するプロセスをとっております。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	2020年度の取締役会出席状況
1	橋本隆史 再任	取締役頭取 (代表取締役)	100% (12回/12回)
2	石田諭 再任	取締役副頭取執行役員 (代表取締役)	100% (12回/12回)
3	横谷和也 再任	取締役常務執行役員	100% (12回/12回)
4	西川和伸 新任	常務執行役員	—
5	杉浦剛 新任	常務執行役員	—
6	船木隆一郎 新任	常務執行役員 営業推進本部長	—
7	北村又左衛門 再任 社外 独立役員	取締役(社外取締役)	100% (12回/12回)
8	松坂英孝 再任 社外 独立役員	取締役(社外取締役)	100% (9回/9回)
9	青木周平 再任 社外 独立役員	取締役(社外取締役)	100% (9回/9回)

(注) 松坂英孝氏及び青木周平氏の取締役会への出席につきましては、2020年6月26日就任後のものであります。

1

はし もと たか し
橋 本 隆 史

再任



- 生年月日 1954年5月20日（満67歳）
- 所有する当行の株式数 6,347株
- 取締役在任年数 14年（本総会終結時）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 当行入行
- 1999年6月 当行上牧支店長
- 2001年4月 当行営業統括部京都法人営業室長
- 2002年6月 当行営業統括部副部長兼京都法人営業室長
- 2003年6月 当行京都支店長
- 2005年6月 当行公務部長
- 2007年6月 当行取締役人事部長
- 2010年6月 当行常務取締役営業統括部長
- 2011年6月 当行常務取締役大阪地区本部長
- 2013年6月 当行常務取締役
- 2014年6月 当行専務取締役
- 2015年6月 当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

取締役候補者とした理由

頭取就任時より当行の変革に着手し、お客さまのニーズの大きな変化に対応するためには、従来からの銀行業務を抜本的に変える必要があるとの考えのもと、10年後に目指すゴールを見据え、経営の陣頭指揮を執っております。営業推進及び管理・事務部門をはじめ、あらゆる銀行業務に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

2

いし だ さとし
石 田 諭

再任



- 生年月日 1974年10月6日（満46歳）
- 所有する当行の株式数 1,128株
- 取締役在任年数 2年（本総会終結時）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 2001年 7月 国土交通省総合政策局建設業課経営指導係長
 2003年11月 株式会社産業再生機構 マネージャー
 2010年 7月 株式会社経営共創基盤ディレクター
 2013年 8月 金融庁監督局総務課監督調整官
 2015年 7月 金融庁総務企画局政策課政策管理官
 2016年 7月 金融庁検査局総務課モニタリング企画室長
 2017年 7月 金融庁監督局地域金融企画室長
 2018年11月 株式会社経営共創基盤ディレクター
 2019年 2月 当行顧問
 2019年 4月 当行専務執行役員経営戦略本部長
 2019年 6月 当行取締役副頭取執行役員経営戦略本部長（代表取締役）
 2020年 4月 当行取締役副頭取執行役員（代表取締役）（現任）

（担当）

全体執行統括、経営企画部、大阪ブロック本部、DX・SDGs 特命担当

取締役候補者とした理由

企業経営や金融業界全般に精通し、特に企画部門において、多くの企業の経営改革に携わってきた経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる高い知見を有しております。副頭取就任より2年、特に企画・管理部門の変革に着手し、経営計画の策定および実行をはじめとして、取締役会を含む会議体の在り方の見直しなど、当行の持続的な成長に向けた組織基盤の改革および確立に着手し、実績を残しました。当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、喫緊の課題であるDX戦略やSDGsを強力に推し進めることに加え、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できることから、取締役候補者として選任しております。

3

よこ たに かず や
横 谷 和 也

再任



- 生年月日 1962年12月15日（満58歳）
- 所有する当行の株式数 3,269株
- 取締役在任年数 2年（本総会終結時）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
2007年 6月 当行総合企画部部長代理
2011年 4月 当行東生駒支店長
2012年 8月 当行総合企画部副部長
2014年 6月 当行総合企画部長
2016年 4月 当行執行役員経営企画部長
2018年 4月 当行執行役員公務・地域活力創造部長
2019年 4月 当行常務執行役員運用本部長
2019年 6月 当行取締役常務執行役員運用本部長
2020年 4月 当行取締役常務執行役員（現任）

(担当)

人事総務部、リスク統括部

取締役候補者とした理由

常務執行役員就任より、当行全体の目指す方向性を十分に理解した上で、市場運用に関する目標やポリシーの策定、変化に対応できるポートフォリオの再構築や人材育成に着手するなど、市場運用に関する行内態勢の改革に取り組み、実績を残しました。企画部門を中心に知識・経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

4

にし かわ かず のぶ
西川 和伸

新任



- 生年月日 1963年7月3日（満57歳）
- 所有する当行の株式数 4,420株
- 取締役在任年数 ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行
 2008年 6月 当行営業統括部尼崎法人営業室長
 2009年 9月 当行尼崎支店長
 2010年10月 当行営業統括部グループ長
 2011年 4月 当行営業統括部グループ長兼奈良法人営業室長
 2012年10月 当行営業統括部副部長
 2013年 4月 当行高田本町支店長
 2015年 4月 当行総務部長
 2017年 4月 当行執行役員本店営業部長
 2019年 4月 当行執行役員経営企画部長
 2020年 4月 当行執行役員奈良北和ブロック本部長
 2021年 4月 当行常務執行役員（現任）

（担当）

IT戦略部、事務サポート部、奈良北和ブロック本部、京都ブロック本部

取締役候補者とした理由

現在の経営計画策定時においては、経営企画部長として陣頭指揮を執り、当行の変革の必要性を認識して策定に至り、その後は現場の長として経営計画を踏まえた現場の改革に着手し、実績を残しました。企画部門、営業部門ともに知識・経験が豊富で当行を全体俯瞰できる人物であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

5

すぎ
杉

うら
浦

たけし
剛

新任



- 生年月日 1963年7月13日（満57歳）
- 所有する当行の株式数 2,720株
- 取締役在任年数 —

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2008年6月 当行上狛支店長
2010年5月 当行審査部上席審査役
2011年6月 当行畷傍支店長
2013年4月 当行大阪支店長
2014年6月 当行桜井支店長
2017年4月 当行執行役員桜井支店長
2018年4月 当行執行役員東京支店長
2019年4月 当行執行役員奈良中和ブロック本部長
2021年4月 当行常務執行役員（現任）

(担当)

市場運用部、審査部、奈良中和ブロック本部、奈良南和・和歌山ブロック本部

取締役候補者とした理由

営業部門における現場の長として才覚を発揮し、お客さまや営業に当たる行員の実情について深く理解したうえで、営業部門の変革に実績を残しました。営業部門、審査部門ともに知識・経験が豊富で、その人格とリーダーシップから、行員からの信頼も厚く、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

6

ふな き りゅう いち ろう
船木 隆一郎

新任



- 生年月日 1966年12月19日（満54歳）
- 所有する当行の株式数 0株
- 取締役在任年数 —

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2002年 4月 株式会社みずほ銀行法人企画部調査役
- 2004年 5月 株式会社新銀行東京（現株式会社きらぼし銀行）
企画グループ上席部長
- 2009年 1月 株式会社経営共創基盤顧問
- 2009年 6月 株式会社豊和銀行執行役員（営業統括部担当）
- 2012年 7月 株式会社経営共創基盤プリンシパル
- 2012年 7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与
- 2016年11月 金融庁専門調査員
- 2019年 4月 当行顧問
- 2019年 7月 南都コンサルティング株式会社代表取締役社長
- 2021年 4月 当行常務執行役員営業推進本部長（現任）

（担当）

営業サポート部、法人営業部、個人営業部、地域事業創造部、東京営業部

取締役候補者とした理由

メガバンクでの営業企画や、他地方銀行での執行役員経験に加え、コンサルティング会社で多くの企業へのソリューション営業を手掛けた経験から、営業部門、特にコンサルティング業務に精通し、当行の関連会社である南都コンサルティング株式会社代表取締役社長として実績を残しております。従前の考え方にとらわれない、これからの営業部門のあるべき姿の確立を成し遂げられる人物であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

7

きたむら またご えもん
北村 又左衛門

再任

社外

独立役員



- 生年月日 1954年8月6日（満66歳）
- 所有する当行の株式数 5,263株
- 取締役在任年数 5年（本総会終結時）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 1988年2月 北村林業株式会社取締役
- 2005年9月 同社代表取締役社長（現任）
- 2016年6月 当行社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

北村林業株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

企業経営者として長年経営に携わっており、経営全般に精通し、高い見識を活かした意見具中等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる豊富な知識・経験を有することから社外取締役候補者として選任しております。昨年9月より指名・報酬諮問委員会の委員長に就任しており、社外取締役のリーダー的存在として、社外取締役と経営陣との連携強化に資する役割を期待しております。

独立性に関する補足説明

- ・北村又左衛門氏が代表取締役社長を務める北村林業株式会社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。また、同氏が代表理事を務める公益財団法人北村森林保護財団と当行の間には預金取引がありますが、当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
- ・北村林業株式会社及び公益財団法人北村森林保護財団は、当行の株式を保有しておりますが、直近事業年度末における当行の総議決権に占める割合は、北村林業株式会社が1.28%、公益財団法人北村森林保護財団が0.67%であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件並びに当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

8

まつ ざか ひで たか
松 坂 英 孝

再任

社外

独立役員



- 生年月日 1958年2月22日（満63歳）
- 所有する当行の株式数 457株
- 取締役在任年数 1年（本総会終結時）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 大阪瓦斯株式会社入社
 2009年6月 同社執行役員企画部長
 2011年4月 同社常務執行役員資源・海外事業部長
 2011年6月 同社取締役常務執行役員資源・海外事業部長
 2014年4月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長
 2015年4月 同社代表取締役副社長執行役員
 2019年4月 株式会社オージーキャピタル取締役会長（現任）
 2019年6月 大阪瓦斯株式会社顧問（現任）
 2020年6月 当行社外取締役（現任）
 2020年6月 広島ガス株式会社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社オージーキャピタル取締役会長
 大阪瓦斯株式会社顧問
 広島ガス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、大所高所からの経営への意見具申等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる高い知見を有することから、社外取締役候補者として選任しております。当行においては、これまでの経験を活かし、金融機関の枠にとらわれず、独立した客観的立場で銀行経営の監督を期待しております。

独立性に関する補足説明

- ・松坂英孝氏が顧問を務める大阪瓦斯株式会社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件並びに当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

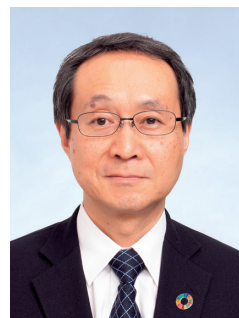
9

あ お き しゅう へ い
青 木 周 平

再 任

社 外

独立役員



- 生年月日 1958年7月6日（満62歳）
- 所有する当行の株式数 686株
- 取締役在任年数 1年（本総会終結時）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 日本銀行入行
 2003年11月 同行横浜支店長
 2005年7月 同行システム情報局次長
 2008年5月 同行米州統括役・兼ニューヨーク事務所長
 2011年6月 同行金融市場局長
 2013年5月 同行決済機構局長
 2014年7月 株式会社日立製作所理事
 2020年4月 同社エグゼクティブストラテジスト（現任）
 2020年6月 当行社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社日立製作所エグゼクティブストラテジスト

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

金融業界全般に精通し、社外取締役に期待される役割を踏まえて、高い見識を活かした大所高所からの経営への意見具申等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる豊富な知識・経験を有することから、社外取締役候補者として選任しております。当行においては、金融業界での経験を活かした、自らの知見に基づく助言や、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。

独立性に関する補足説明

- ・青木周平氏がエグゼクティブストラテジストを務める株式会社日立製作所と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件並びに当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

- 注
1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 本総会において北村又左衛門、松坂英孝、青木周平の各氏の選任が承認された場合、当行は社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額と定める責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が当行の取締役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

独立性判断基準

社外取締役及び社外監査役の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- (1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者。
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

(注1) 「最近」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」

- ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。
- ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。

(注3) 「多額」

過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。

(注4) 「主要株主」

当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。

(注5) 「重要」

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。

(注6) 「近親者」

二親等内の親族。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下、「本議案」において同じ。）の報酬は、役位別の責務に応じ固定的な報酬として支給する「月額報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されておりますが、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるために適した報酬制度について検討を行った結果、「株式報酬型ストック・オプション」に代えて、新たに、当行の取締役を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて、当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえて決定したものであり、取締役報酬制度の安定的かつ効率的な運営の実現が可能であることから、導入は相当であると考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第118期定時株主総会においてご承認いただきました取締役報酬限度額（年額600百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分としての給与含む。）とは別枠で、本制度を導入するものであり、取締役に対して、株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、2010年6月29日開催の第122期定時株主総会においてご承認いただきました、「株式報酬型ストック・オプション」の報酬枠については廃止し、新たに新株予約権の付与は行わないことといたします。また、本制度の対象となる取締役に付与済みの新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案が原案どおり承認可決されること、および、本制度が開始されることを条件として、当該取締役において権利放棄することとし、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与いたします。

本制度の対象となる当行の取締役の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名となります。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当行の取締役の報酬体系は、「月額報酬」および「本制度」により構成されることとなります。

2 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行の拠出する取締役の報酬額を原資として、当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

① 本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）
② 当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として、合計100百万円 ・ ただし、2022年3月31日で終了する事業年度（以下、「本事業年度」という。）から開始する当初の対象期間においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、取締役に付与するポイントにかかる当行株式の取得原資として50百万円を上限とする金員を別途拠出
③ 対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は28,000ポイント（交付等が行われる当行株式等の数の上限は1ポイント当たり1株として換算した28,000株となります。） ・ ただし、本事業年度については、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、取締役に20,000ポイントを上限とするポイントを別途付与
④ 当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行株式は株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定（本年度に設定する信託は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。） ・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.1%

<p>⑤ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の業績目標（顧客向けサービス損益等）の達成度等に応じて0%~200%の範囲で変動
<p>⑥ 当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する3事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象とします。

当行は、対象期間ごとに100百万円を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下、同じ。）します。ただし、当初の対象期間に関しては、当行は上記の金額を上限とする金員を拠出することに加えて、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として取締役に付与するポイントにかかる株式の取得原資として50百万円を上限とする金員を本信託に拠出します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。（本年度に設定する本信託については、株式市場から当行株式を取得する。）当行は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、100百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、100百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に對する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該

時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当行株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法および上限

当行は、対象期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に取締役に対して、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標（顧客向けサービス損益等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。

また、上記のとおり、本信託の設定後遅滞なく、本制度導入にともない「株式報酬型ストック・オプション」としての新株予約権を放棄した取締役に対して、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相応分のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、28,000ポイントを上限とします。したがって、本信託により取締役に交付される1事業年度あたりの当行株式等の総数は、28,000株を上限とします。この上限交付株式数は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本事業年度については、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数とは別に、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として、20,000ポイントを上限とするポイントを付与します。

(4) 取締役に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの一定割合（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受け取るものとします。

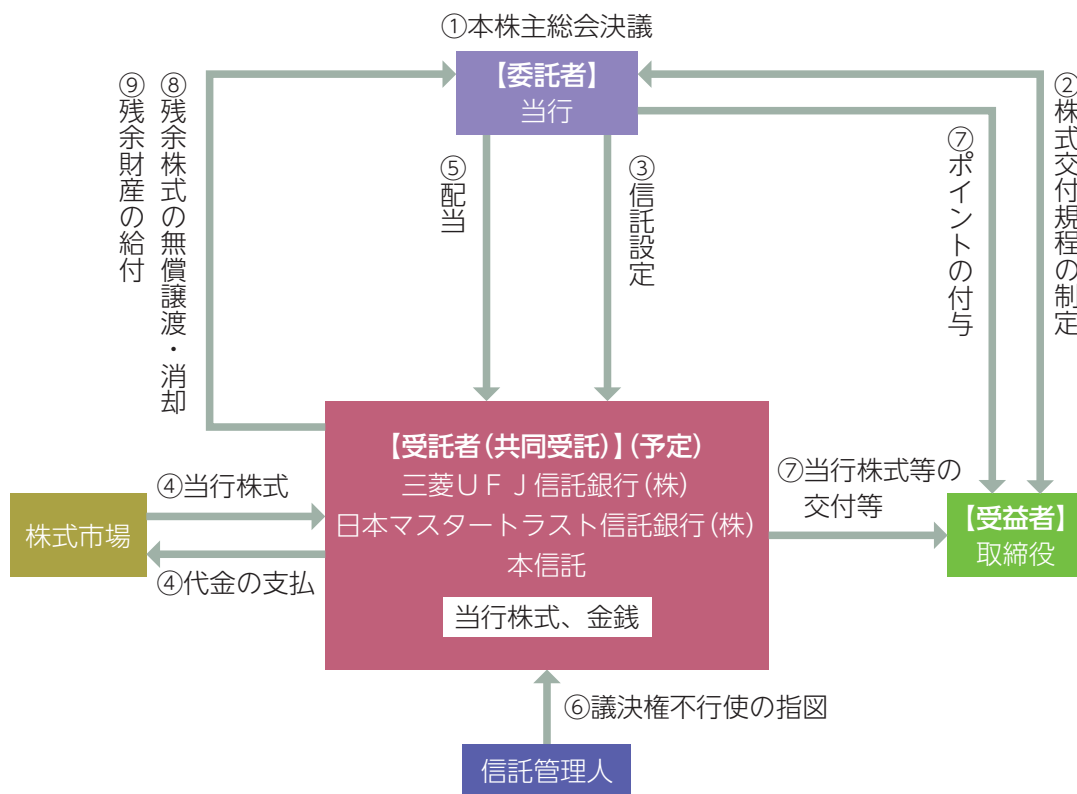
(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

ご参考① 本制度の概略



- ① 当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託に拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。

- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当行株式を株式市場から取得します（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行（自己株式処分）より取得することを予定しています）。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に、取締役在一定のポイントが付与されます。また、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として、本信託の設定後遅滞なく、本制度の導入にともない「株式報酬型ストック・オプション」としての新株予約権を放棄した取締役に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当行は、本株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

【信託契約の内容】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 取締役に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当行
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
- ⑤受益者 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
- ⑥信託管理人 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
- ⑦信託契約日 2021年8月2日（予定）
- ⑧信託の期間 2021年8月2日（予定）～2024年8月31日（予定）
- ⑨制度開始日 2021年8月2日（予定）
- ⑩議決権行使 行使しないものとします。
- ⑪取得株式の種類 当行普通株式
- ⑫信託金の上限額 150百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）
- ⑬株式の取得時期 2021年8月3日～2021年9月22日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
- ⑭株式の取得方法 株式市場より取得（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行（自己株式処分）より取得を予定。）
- ⑮帰属権利者 当行
- ⑯残余財産 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

現行制度

項目	固定報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役（社内）	○	○



新役員報酬制度

項目	固定報酬	業績連動型 株式報酬制度
取締役（社内）	○	○



ご参考② 本制度内容のイメージ

(本制度の報酬構成)

業績連動部分	役位に応じた株式報酬基準額（※1）の1/3を前提株価（※2）で除し、毎事業年度の業績目標（顧客向けサービス損益等）の達成度等に応じて0%~200%の範囲で変動させてポイントを付与します。
固定部分	役位に応じた株式報酬基準額（※1）の2/3を前提株価（※2）で除してポイントを付与します。

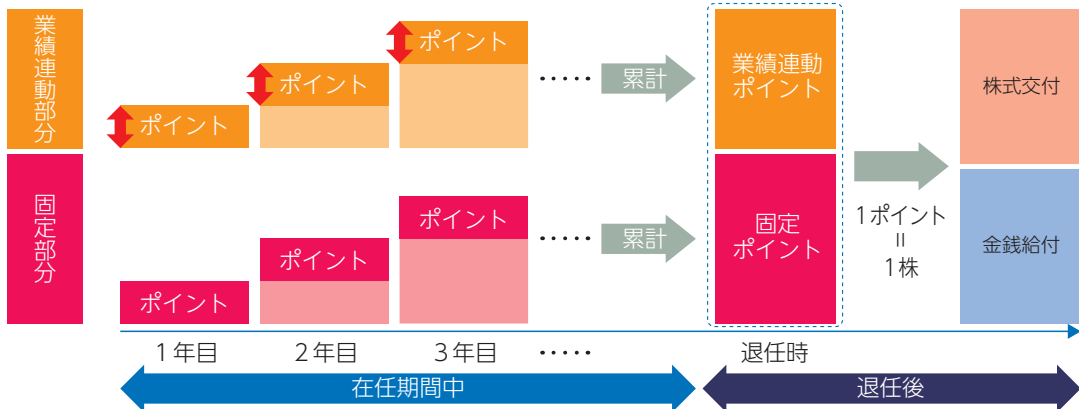
（※1）役位に応じた株式報酬基準額：業績達成率100%時に本制度で支給される役位毎の報酬の合計

（※2）前提株価：本信託が当初取得した当行株式の平均取得単価（小数点以下切り捨て）

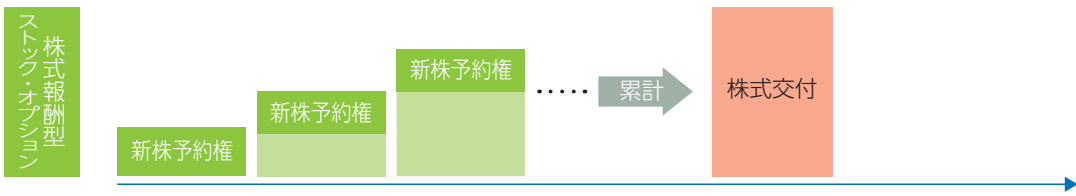
(ポイント算定式)

$$\begin{aligned} \text{業績連動部分ポイント} &= \frac{\text{役位別株式報酬基準額}}{\text{前提株価}} \times \frac{1}{3} \times \text{顧客向けサービス損益等の目標達成度 (0\% \sim 200\%)} \\ \text{固定部分ポイント} &= \frac{\text{役位別株式報酬基準額}}{\text{前提株価}} \times \frac{2}{3} \end{aligned}$$

(報酬付与イメージ)



【現制度】 株式報酬型ストック・オプション（※）



（※）：役位に応じた報酬基準額を発行価格で除して新株予約権を付与し、退任後に権利行使を行い株式が交付される報酬制度

以上

第133期 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

● 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社12社で構成され、奈良県を中心とする地域におきまして、銀行業務を中心に証券業務及びカード・リース業務並びにコンサルティング業務などを通じ、お客さまに最適なサービスとソリューションの提供を行っています。

● 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出などにより、個人消費や関連する企業活動は大きく縮小し、景気後退局面となりました。緊急事態宣言解除後は経済活動再開による一時的な持ち直しの動きも見られたものの、新型コロナウイルス感染症は変異株の出現により、第三波、第四波と再拡大しており、依然として先行き不透明な状況が続いています。

金融面については、日本銀行が、資金繰り支援特別プログラムなど新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための一連の措置及び「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続し、「新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる」という方針を表明する一方、地方銀行の合併や再編などに向けた動きも出始めるなど、地方銀行の存在意義とビジネスモデルの持続可能性に注目が集まることになりました。

当行グループにおいても、人口減少や高齢化によるマーケットの縮小に加え、キャッシュレス社会を進展させるための規制緩和の動きの中で、給与のデジタル払いや銀行間手数料引下げなど、顧客基盤や収益基盤に大きな影響を与える可能性のある経営環境の変化が見込まれるなか、収益構造の変革が求められています。

特に事業基盤である奈良県経済は、政府等の支援策もあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業倒産の増加はある程度抑えられているものの、観光におけるインバウンド需要の消滅により、宿泊者数は大幅に減少しており、依然として予断を許さない状況が続いています。

● 企業集団を巡る事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行グループは、2020年度から2030年度までを計画期間とする経営計画「なんとミッションと10年後に目指すゴール」に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けたお客さまの資金繰り支援、お客さまを知る活動の徹底によりお客さまの課題を解決するなんとメソッドの確立、お客さまの利便性を追求したチャンネルを構築するための店舗ネットワークの再編や事務改革などに取り組みました。

■「なんとミッションと10年後に目指すゴール」

なんとミッション	6つの戦略		5年後の中間目標	10年後に目指すゴール
<ul style="list-style-type: none"> 地域の発展 活力創造人材の創出 収益性の向上 	事業戦略 個々のお客さまへの 深耕戦略 お客さまアプローチの 高度化戦略 地域課題解決の 事業化戦略	基盤戦略 チャンネル戦略 人材戦略 市場運用戦略	顧客向けサービス損益黒字化 OHR ^{*1} 70%未満 ROA 0.25%以上 活力創造に関わる資格 ^{*2} 保有者数 1,000人	奈良県GDP 約 3,500 億円増加 経営人材 ^{*3} 創出数 350人 ROA 0.35% 以上

※1 預金・貸出金・有価証券などの利息収入である「資金利益」、手数料等の収支である「役務取引等利益」、それ以外の業務の収支である「その他業務利益」を合計した利益から、国債等債券損益を控除した利益に対する経費の割合

※2 応用情報技術者、中小企業診断士、宅建、FP1級、簿記2級およびそれらと同等以上の資格

※3 地域のお客さまと経営意思決定をご一緒できる人材

その結果、当行グループの業績は、次のとおりとなりました。

連結経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金等が増加したことから、前連結会計年度比1億32百万円増加の811億98百万円となりました。

連結経常利益は、経費や与信関連費用が減少したことなどから、前連結会計年度比78億82百万円増加の157億15百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比76億62百万円増加の108億41百万円となりました。

また、貸出金残高は中小企業向け貸出金を中心に前連結会計年度末比3,296億円増加し、3兆7,868億円となり、預金残高は、個人預金が堅調に推移したことにより前連結会計年度末比4,102億円増加し、5兆4,399億円となりました。また、有価証券残高も前連結会計年度末比880億円増加し、1兆4,283億円となりました。

上記の結果、自己資本比率は前連結会計年度末比0.08ポイント上昇の9.47%となりました。

なお、連結ベースでの顧客向けサービス損益は、主に貸出金利息が増加し、経費が減少したことから、前連結会計年度末比35億52百万円改善の3億35百万円となりました。また単体ベースについては、2019年度の▲44億円から▲9億円まで改善しております。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

<銀行業務>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお客さまの資金繰りに関するご相談に「新型コロナウイルス対応緊急資金」などを活用して迅速な対応に努めました。また、2020年7月からは、長期安定的な資金を供給するため資本性ローンの取扱いを開始するなど、長期的な関係構築を前提とした多様な資金調達ニーズに応えました。

また、市場や金利の不確実性の影響を最小限にしたいというニーズにお応えして、適切なデリバティブ商品の提案や、将来の不安に備えた保険商品の販売に注力しました。

営業店については、店舗ネットワークの再編とともに、お客さまの利便性と当行の生産性向上を追求した、次世代型営業店への転換を進めました。

以上の結果、経常収益は708億8百万円となり、経常利益は149億67百万円となりました。

<リース業務>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお客さまの設備投資ニーズに対してリースをソリューションとして提案することで、お客さまの生産性向上に取り組みました。

以上の結果、経常収益は92億46百万円となり、経常利益は3億82百万円となりました。

<その他>

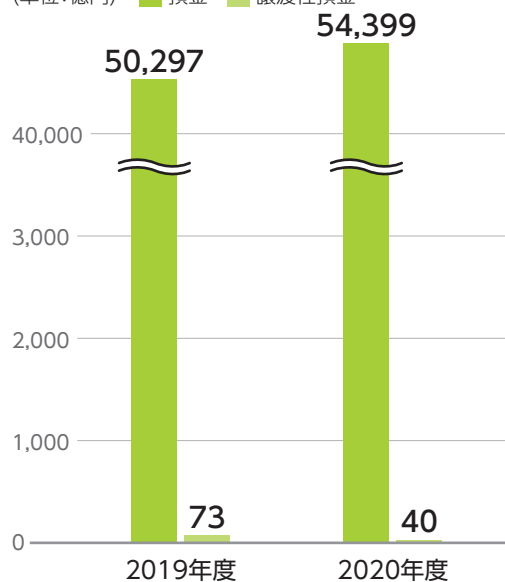
地元中小・中堅企業のお客さま向けに有能な経営幹部候補等を提供する本格的な人材紹介サービスを開始し、証券業務においても銀行店舗内にブースを設けるなどして営業体制の強化に努めました。

また、CVC機能を強化し、地域活性化につながるようなベンチャー企業や新興企業へのエクイティ投資に取り組みました。

以上の結果、経常収益は56億25百万円となり、経常利益は12億94百万円となりました。

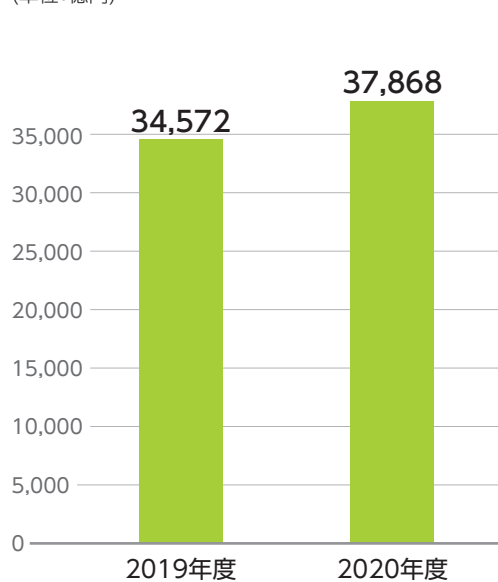
預 金

(単位:億円) ■ 預金 ■ 譲渡性預金



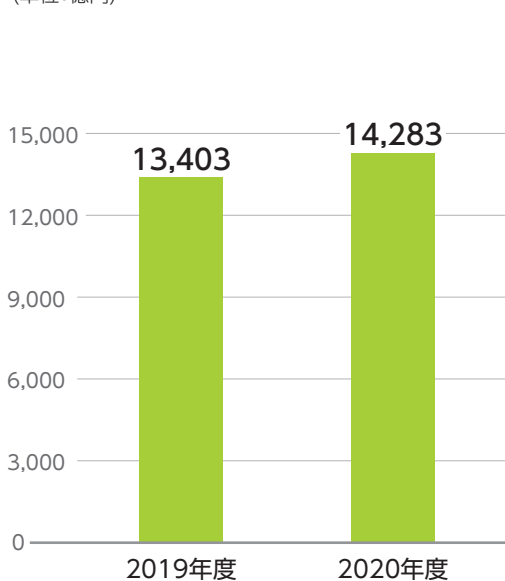
貸出金

(単位:億円)



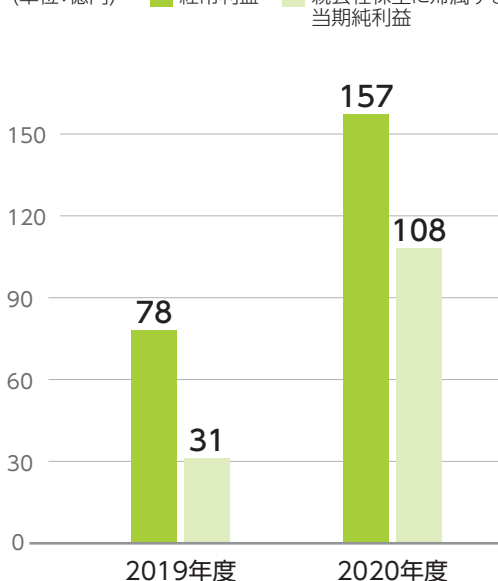
有価証券

(単位:億円)



損 益

(単位:億円) ■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



(注) 上記は連結ベースの計数を記載しております。

● 対処すべき課題

当行グループは、単体ベースでの顧客向けサービス損益の黒字化を経営計画の中間目標と掲げていましたが、2020年度は当初計画を上回る進捗になったことを踏まえ、その早期達成を図るとともに、黒字化の定着に向けて取り組んでいきます。

2020年度は、お客さまの課題を解決するため、営業、事務、システム、人事における組織力を最大化するための仕組みづくりに取り組みました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴うお客さまの業績悪化懸念や非対面・非接触ニーズの加速化に加え、給与のデジタル払い容認の動きや銀行間手数料の見直しなど、足元の経営環境への影響が生じています。

<事業面>

法人向け・個人向けのいずれにおいても、中長期的な視野にたつて、この経済循環の活性化を達成する戦略を立案し、具体的な施策を講じていきます。引き続き、創業支援やベンチャー企業への投資、自治体との連携によるまちづくりなども、進めていきます。

また、営業店やインターネット等のチャネルについては、お客さまのニーズを深く知り、利便性の徹底的な向上に努め、対面・非対面のいずれでもお客さまの課題解決に対応できる体制を構築します。

<組織・ガバナンス面>

業務改革により行内の生産性向上に努める一方、経営環境の変化に対応し、経営計画を実現するため人材の多様化を図る必要があると考えており、中途採用の拡大、女性がより活躍できる仕組みの構築、様々な経験を積む機会の創出などあらゆる施策に取り組めます。

また、取締役会は経営戦略の進捗を計画的にモニタリングする仕組みを構築し、より果敢な意思決定ができる体制とします。一方で、従来のかんじろみにとらわれない事業展開を想定した多様化するリスクの管理手法についても高度化を図ります。さらにサステナビリティ課題についても、その本質を理解し、本業に組み込むことで主体的に解決していきます。

今後とも、ご信頼にお応えできるよう、グループ役職員が一丸となって取り組んでまいりますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	79,899	81,581	81,066	81,198
経常利益	18,139	10,723	7,833	15,715
親会社株主に帰属する当期純利益	13,160	11,174	3,179	10,841
包括利益	17,716	8,112	△32,203	40,988
純資産額	284,169	289,852	255,053	293,447
総資産	5,808,433	5,798,870	5,670,929	6,560,231

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	4,826,929	4,917,515	5,042,168	5,452,658
定期性預金	2,020,781	1,950,750	1,898,309	1,864,211
その他	2,806,147	2,966,764	3,143,858	3,588,446
貸出金	3,340,882	3,405,280	3,477,147	3,808,134
個人向け	972,531	995,153	1,004,477	1,047,785
中小企業向け	1,158,018	1,206,912	1,228,798	1,413,546
その他	1,210,332	1,203,215	1,243,872	1,346,802
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	1,540,659	1,438,113	1,345,737	1,433,779
国債	490,505	315,130	164,170	138,461
地方債	176,037	117,995	175,114	189,680
その他	874,116	1,004,987	1,006,453	1,105,637
総資産	5,791,792	5,782,222	5,653,885	6,542,567
内国為替取扱高	23,577,958	24,206,249	25,145,768	25,155,377
外国為替取扱高	百万ドル 1,563	百万ドル 2,042	百万ドル 1,495	百万ドル 1,751
経常利益	17,175	10,258	7,446	14,967
当期純利益	12,823	11,143	3,323	10,631
1株当たり当期純利益	円 銭 407 34	円 銭 341 84	円 銭 101 94	円 銭 325 95
信託財産	2,850	6,446	6,763	6,265
信託報酬	28	29	13	8

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	銀行業務	リース業務	その他
使用人数	2,228人	35人	234人

- 注 1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 使用人数は、執行役員及び海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員1,011人は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業務

① 営業所数

	当年度末		営業拠点数（注2）	
	店	うち出張所	店	うち出張所
奈良県	89	（ 18 ）	67	（ 8 ）
京都府	15	（ 4 ）	11	（ 1 ）
大阪府	20	（ ー ）	18	（ ー ）
和歌山県	7	（ 1 ）	6	（ 1 ）
三重県	3	（ 2 ）	2	（ 1 ）
兵庫県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
東京都	1	（ ー ）	1	（ ー ）
合計	136	（ 25 ）	106	（ 11 ）

- 注 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を210か所それぞれ設置しております。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で12,213か所、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で23,820か所及び株式会社ローソン銀行と共同で13,448か所それぞれ設置しております。
2. 当行は店舗ネットワークの再編に継続して取り組んでおりますが、当年度末における共同店舗化を踏まえました営業拠点数を記載しております。なお、奈良県67店にはインターネット支店（まほろば支店）を含んでおります。

② 当年度新設営業所

該当ありません。

- 注 1. 当年度において、次の出張所を廃止いたしました。
- 手貝支店 青山出張所
 - 生駒支店 元町出張所
 - 登美が丘支店 中登美出張所
 - 和歌山支店 和歌山北出張所
2. 当年度において、なんぎん代理店株式会社が運営していた城戸代理店を五条支店 城戸出張所へ変更いたしました。

3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

手貝支店	奈良青山郵便局出張所	(奈良県奈良市)
本店営業部	西紀寺町出張所	(奈良県奈良市)
生駒支店	元町出張所	(奈良県生駒市)
橿原支店	今井町出張所	(奈良県橿原市)
桜井支店	長谷寺門前出張所	(奈良県桜井市)
大淀支店	下市町出張所	(奈良県吉野郡下市町)
木津支店	山城町上狛出張所	(京都府木津川市)
桜井支店	大神出張所	(奈良県桜井市)
高田支店	尺土駅北出張所	(奈良県葛城市)
五条支店	野原西出張所	(奈良県五条市)
生駒支店	DCMダイキ南生駒店出張所	(奈良県生駒市)
本店営業部	万代紀寺店出張所	(奈良県奈良市)
高田支店	サンドラッグ大和高田店出張所	(奈良県大和高田市)
橿原支店	耳成郵便局出張所	(奈良県橿原市)
岩出支店	粉河郵便局出張所	(和歌山県紀の川市)
京田辺支店	三山木中央出張所	(京都府京田辺市)
南支店	デイリーヤマザキ奈良神殿店出張所	(奈良県奈良市)
名張支店	マックスバリュ名張西店出張所	(三重県名張市)
北山支店	下北山郵便局出張所	(奈良県吉野郡下北山村)
筒井支店	中央市場内出張所	(奈良県大和郡山市)
大阪東支店	高井田元町出張所	(大阪府東大阪市)
十津川支店	折立郵便局出張所	(奈良県吉野郡十津川村)
吉田支店	岩田町出張所	(大阪府東大阪市)

4. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

本店営業部	西紀寺町出張所	(奈良県奈良市)
高田支店	尺土駅北出張所	(奈良県葛城市)
橿原支店	石原田出張所	(奈良県橿原市)
南支店	永井出張所	(奈良県奈良市)
名張支店	名張夏見出張所	(三重県名張市)

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

□ リース業務及びその他

銀行業務以外のリース業務及びその他につきましては、39頁の「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	1,778
リース業務	51
その他	66
合計	1,896

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額	
		投資総額	当年度支払額
銀行業務	(新設)		
	新大宮ビルの取得 (建物等)	383	364
	新大宮ビルの取得 (土地・等価交換)	894	—
	ソフトウェアの取得	604	604
	リース資産の取得	247	247
	(処分・除却)		
	高天町土地の譲渡 (等価交換)		

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要 業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
			百万円	%	
南都マネジメントサービス株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	子会社管理業	40	100	—
南都ビジネスサービス株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	銀行の事務代 行等業務	10	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	信用保証業	10	100 (100)	—
南都リース株式会社	奈良市大森町 52番地の1	リース業	500	100 (100)	—
南都コンピュータサービス株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	ソフトウェア 開発等業務	10	100 (100)	—
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	投資顧問業	120	100 (100)	—
南都ディーシーカード株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	50	100 (100)	—
南都カードサービス株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	50	100 (100)	—
南都コンサルティング株式会社	奈良市橋本町16	コンサルティ ング業	45	100 (100)	—
なんとチャレンジド株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	銀行の事務 代行等業務	20	100 (100)	—
南都まほろば証券株式会社	奈良市西大寺東町 2丁目1番56号	金融商品 取引業	3,000	100 (100)	—
南都キャピタルパートナーズ株式会社	奈良市橋本町16	投資業	100	100	—

- 注 1. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は間接議決権比率であります。
2. 南都マネジメントサービス株式会社は中間持株会社であります。
3. なんぞん代理店株式会社は、2020年9月30日開催の臨時株主総会において解散を決議し、2021年3月25日に清算終了いたしました。
4. 2020年10月1日付で当行100%子会社南都キャピタルパートナーズ株式会社を設立いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 隆史	取締役頭取(代表取締役)		
石田 諭	取締役副頭取執行役員 (代表取締役) 経営企画部、IT戦略部、 人事総務部、大阪ブロッ ク本部		
西川 恵造	取締役専務執行役員 (代表取締役) リスク統括部、奈良北和 ブロック本部、奈良中和 ブロック本部		
中室 和臣	取締役常務執行役員 審査部、事務サポート部、 奈良南和・和歌山ブロッ ク本部、京都ブロック本部		
横谷 和也	取締役常務執行役員 地域事業創造部、市場運 用部、東京営業部		
和田 悟	取締役常務執行役員 営業推進本部長 営業サポート部、法人営 業部、個人営業部		
北村 又左衛門	取締役(社外取締役)	北村林業株式会社 代表取締役社長	
松坂 英孝	取締役(社外取締役)	株式会社オージーキャピタ ル取締役会長 大阪瓦斯株式会社顧問 広島ガス株式会社取締役 (社外取締役)	
青木 周平	取締役(社外取締役)	株式会社日立製作所エグゼ クティブストラテジスト	
箕輪 尚起	監査役(常勤)		
半田 隆雄	監査役(常勤)		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
倉橋 孝壽	監査役（社外監査役）	近鉄グループホールディングス株式会社取締役 近鉄不動産株式会社代表取締役社長	
三石 基	監査役（社外監査役）	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社長	
(当年度中に退任した役員)			
植野 康夫	取締役会長		2020年 6月26日退任
中川 洋	取締役（社外取締役）	三愛石油株式会社 取締役（社外取締役）	2020年 6月26日退任
中村 正博	監査役（社外監査役）	株式会社丸の内よろず顧問	2020年 6月26日退任

- 注 1. 取締役 北村又左衛門氏、松坂英孝氏及び青木周平氏並びに監査役 倉橋孝壽氏及び三石基氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 当年度中に退任した役員の地位及び担当、重要な兼職は退任時のものであります。
3. 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
大西 知巳	執行役員	市場運用部長
西川 和伸	執行役員	奈良北和ブロック本部長
小中 貴弘	執行役員	IT戦略部長
杉浦 剛	執行役員	奈良中和ブロック本部長
大田 直樹	執行役員	地域事業創造部長
本多 浩治	執行役員	大阪ブロック本部長
藪内 章良	執行役員	奈良南和・和歌山ブロック本部長
西岡 英俊	執行役員	京都ブロック本部長
岡本 耕誌	執行役員	審査部長 兼事業活性化支援室内室長
春日 英達	執行役員	営業サポート部長 兼デジタル推進室内室長
田原 久義	執行役員	事務サポート部長

注 執行役員 橋本雅至氏は2021年3月31日をもって退任しております。

4. 2021年4月1日付で以下のとおり役員及び取締役を兼務していない執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

① 役員

(2021年4月1日現在)

氏名	地位	担当
石田 諭	取締役副頭取執行役員 (代表取締役)	全体執行統括、 経営企画部、大阪ブロック本部、 DX・SDGs特命担当
横谷 和也	取締役常務執行役員	人事総務部、リスク統括部
西川 恵造	取締役	
中室 和臣	取締役	
和田 悟	取締役	

② 取締役を兼務していない執行役員

(2021年4月1日現在)

氏名	地位	担当
西川 和伸	常務執行役員	IT戦略部、事務サポート部、 奈良北和ブロック本部、 京都ブロック本部
杉浦 剛	常務執行役員	市場運用部、審査部、 奈良中和ブロック本部、 奈良南和・和歌山ブロック本部
船木 隆一郎	常務執行役員 営業推進本部長	営業サポート部、法人営業部、 個人営業部、地域事業創造部、 東京営業部
大西 知巳	常務執行役員	市場運用部長
小中 貴弘	上席執行役員	IT戦略部長
大田 直樹	上席執行役員	地域事業創造部長 兼奈良みらいデザイン株式会社 代表取締役社長
本多 浩治	執行役員	奈良北和ブロック本部長
西岡 英俊	執行役員	奈良中和ブロック本部長
岡本 耕誌	執行役員	審査部長
春日 英達	執行役員	大阪ブロック本部長
木下 茂樹	執行役員	京都ブロック本部長
中島 伸佳	執行役員	営業推進本部副本部長 兼営業サポート部長兼法人営業部長
藏東 義典	執行役員	経営企画部長
角谷 晴行	執行役員	人事総務部長
西山 知志	執行役員	東京営業部長
竹邑 秀隆	執行役員	南都コンサルティング株式会社 代表取締役社長
大本 芳克	執行役員	監査部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

1. 基本方針

- ・当行の取締役の報酬については、中長期的視点に基づく経営の実践及び株主との利益意識の共有を促す報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、固定報酬としての月額報酬及び株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととする。
- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、年に一度、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経ることにより透明性・公正性・客観性を担保した上で、取締役会にて決議された適正な水準とする。

2. 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・当行の取締役の月額報酬は、月例の固定報酬とし、「役員報酬規程」に基づき、役位、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に決定するものとする。
- ・その総額は株主総会で承認を得た年額600百万円以内とする。

3. 株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」（共に取締役会にて制定：2010年6月29日）に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、原則年1回、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に付与する。
- ・その総額は株主総会で承認を得た年額70百万円以内とする。

4. 月額報酬の額、株式報酬型ストック・オプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・取締役の種類別の報酬割合については、中長期的な業績及び企業価値の向上、並びに株主との利益意識の共有を目指し、決定する。
- ・具体的には月額報酬を固定報酬とし、株式報酬型ストック・オプションの額の割合を、月額報酬の年間支給額の10%とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・当行は役員等の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、企業価値を向上させるために、委員長及び半数の委員を独立社外取締役に構成する指名・報酬諮問委員会を2020年9月17日に設置している。
- ・取締役の個人別の報酬等については、「役員報酬規程」に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定する。

本決定方針は取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とし、月額報酬は「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とすることとしております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	11名	204	188	—	16
監査役	5名	40	40	—	—
計	16名	245	229	—	16

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2020年6月26日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含めております。
3. 非金銭報酬等は、株式報酬型ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第118期定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、2010年6月29日開催の第122期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。
- 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第118期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
北村 又左衛門 (取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
松坂 英孝 (取締役)	
青木 周平 (取締役)	
倉橋 孝壽 (監査役)	
三石 基 (監査役)	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役、 監査役並びに 執行役員	<p>当行は、取締役及び監査役並びに執行役員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。</p> <p>当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用等の損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、免責事由があります。</p> <p>当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
北村 又左衛門 (取締役)	北村林業株式会社の代表取締役社長であります。 なお、同社と当行との間には定常的な銀行取引があり、また、同社は当行株式を保有しておりますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
松坂 英孝 (取締役)	株式会社オージーキャピタルの取締役会長及び大阪瓦斯株式会社の顧問並びに広島ガス株式会社の社外取締役であります。 株式会社オージーキャピタル及び広島ガス株式会社と当行の間には特別な関係はありません。 なお、大阪瓦斯株式会社と当行の間には定常的な銀行取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
青木 周平 (取締役)	株式会社日立製作所のエグゼクティブストラテジストであります。 なお、同社と当行との間には定常的な銀行取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
倉橋 孝壽 (監査役)	近鉄グループホールディングス株式会社の取締役及び近鉄不動産株式会社の代表取締役社長であります。 なお、近鉄グループホールディングス株式会社と当行の間には定常的な銀行取引があり、当行は同社株式を保有しております。 また、近鉄不動産株式会社と当行の間には定常的な銀行取引があります。 これら2社と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
三石 基 (監査役)	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の代表取締役副社長であります。 なお、同社と当行の間には同社のインターネットサービス提供に係る取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
北村 又左衛門 (取締役)	4年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	<p>企業経営者として長年経営に携わっており、経営全般に精通し、また、当行の社外取締役としての経験も豊富であることから、社外取締役のリーダー的存在として、積極的に発言し、主に経営陣との連携を強化する役割を果たしました。</p> <p>また、当行の指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役候補者選任の検討プロセスにおいては、人材及び職務執行の適切な評価を通じ取締役及び経営幹部の監督を行っております。</p>
松坂 英孝 (取締役)	10ヵ月	2020年6月26日就任以降開催の取締役会9回の全てに出席しております。	<p>企業経営・組織運営に関する豊富な経験を有しており、特に組織運営について大所高所の視点から具体的な意見を述べる等、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしました。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べる等、主導的な役割を担っております。</p>
青木 周平 (取締役)	10ヵ月	2020年6月26日就任以降開催の取締役会9回の全てに出席しております。	<p>金融業界全般に精通し、特に、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験に基づき、具体的な意見を述べる等、客観的な立場からの監督を果たしました。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べる等、主導的な役割を担っております。</p>

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
倉橋 孝壽 (監査役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	企業経営に関する豊富な経験を有しており、特に銀行業界以外からの客観的な視点から、積極的に意見を述べる等、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。
三石 基 (監査役)	10ヵ月	2020年6月26日就任以降開催の取締役会9回の全てに出席し、また、2020年6月26日以降開催の監査役会10回の全てに出席しております。	金融業界における長年の実務経験と幅広い見識を有しており、特に海外での企業経営の経験を活かした視点から、積極的に意見を述べる等、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

注 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	31	—

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2020年6月26日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 64,000千株

発行済株式の総数 33,025千株

(自己株式407千株を含む)

注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 15,489名

(3) 大株主(上位10名)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,097	6.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,555	4.76
日本生命保険相互会社	1,053	3.22
明治安田生命保険相互会社	1,043	3.19
南都銀行従業員持株会	899	2.75
住友生命保険相互会社	662	2.02
株式会社三菱UFJ銀行	508	1.55
DMG森精機株式会社	476	1.46
大和ガス株式会社	452	1.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	440	1.34

注 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(407千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 松本 学	64	<p>当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、F A T C A対応に関する支援業務、AML / C F T態勢整備に関する支援業務、コンプライアンス・リスク高度化のためのアンケート調査業務、統合報告書の作成支援業務を委託し、対価を支払っております。</p>

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は91百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い解任又は不再任が妥当と判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

該当ありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金 預 け 金	1,191,207	預 金	5,439,967
買 入 金 銭 債 権	1,827	譲 渡 性 預 金	4,040
金 銭 の 信 託	40,500	売 現 先 勘 定	37,077
有 価 証 券	1,428,362	債券貸借取引受入担保金	106,465
貸 出 金	3,786,878	借 用 金	626,700
外 国 為 替	1,238	外 国 為 替	578
リース債権及びリース投資資産	25,180	信 託 勘 定 借	6,265
そ の 他 資 産	55,126	そ の 他 負 債	24,893
有 形 固 定 資 産	38,106	退職給付に係る負債	11,872
建 物	10,978	睡眠預金払戻損失引当金	158
土 地	24,162	偶 発 損 失 引 当 金	1,134
その他の有形固定資産	2,965	特 別 法 上 の 引 当 金	3
無 形 固 定 資 産	5,297	繰 延 税 金 負 債	454
ソ フ ト ウ エ ア	4,846	支 払 承 諾	7,172
その他の無形固定資産	450	負 債 の 部 合 計	6,266,784
繰 延 税 金 資 産	1,103	純 資 産 の 部	
支 払 承 諾 見 返	7,172	資 本 金	37,924
貸 倒 引 当 金	△21,768	資 本 剰 余 金	34,749
		利 益 剰 余 金	189,861
		自 己 株 式	△1,693
		株 主 資 本 合 計	260,842
		その他の有価証券評価差額金	31,221
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,008
		退職給付に係る調整累計額	△688
		その他の包括利益累計額合計	32,542
		新 株 予 約 権	63
		純 資 産 の 部 合 計	293,447
資 産 の 部 合 計	6,560,231	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,560,231

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	81,198
資金運用収益	48,121
貸出金利息	31,956
有価証券利息配当金	15,528
コールローン利息及び買入手形利息	16
預け金利息	566
その他の受入利息	53
信託報酬	8
役務の取引等収益	22,228
その他の業務収益	4,597
その他の経常収益	6,242
償却債権取立益	921
その他の経常収益	5,320
経常費用	65,482
資金調達費用	1,258
預金利息	423
譲渡性預金利息	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	11
売現先利息	311
債券貸借取引支払利息	48
借入金利息	320
その他の支払利息	141
役務の取引等費用	11,935
その他の業務費用	3,869
その他の経常費用	41,622
貸倒引当金繰入額	2,599
その他の経常費用	4,197
経常純利益	15,715
特別利益	64
固定資産処分益	64
特別損失	449
固定資産処分損失	59
減損損失	389
税金等調整前当期純利益	15,330
法人税、住民税及び事業税	4,606
法人税等調整額	△117
法人税等合計	4,488
当期純利益	10,841
親会社株主に帰属する当期純利益	10,841

計算書類

第133期末(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現金預け金	1,190,399	預 金	5,452,658
現 金	53,412	当 座 預 金	186,026
預 け 金	1,136,986	普 通 預 金	3,286,854
買入金銭債権	1,827	貯 蓄 預 金	24,649
金銭の信託	38,000	通 知 預 金	1,900
有 価 証 券	1,433,779	定 期 預 金	1,864,211
国 債	138,461	そ の 他 の 預 金	89,015
地 方 債	189,680	譲 渡 性 預 金	4,040
社 債	257,741	売 現 先 勘 定	37,077
株 式	87,342	債券貸借取引受入担保金	106,465
そ の 他 の 証 券	760,553	借 用 金	620,012
貸 出 金	3,808,134	借 入 金	620,012
割 引 手 形	12,749	外 国 為 替	578
手 形 貸 付	45,806	売 渡 外 国 為 替	189
証 書 貸 付	3,444,496	未 払 外 国 為 替	388
当 座 貸 越	305,082	信 託 勘 定 借	6,265
外 国 為 替	1,238	そ の 他 負 債	13,124
外 国 他 店 預 け	1,179	未 決 済 為 替 借	119
買 入 外 国 為 替	48	未 払 法 人 税 等	772
取 立 外 国 為 替	10	未 払 費 用	2,470
そ の 他 資 産	39,684	前 受 収 益	978
未 決 済 為 替 貸	169	金 融 派 生 商 品	3,074
前 払 費 用	290	リ ー ス 債 務	995
未 収 収 益	5,022	資 産 除 去 債 務	498
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	654	そ の 他 の 負 債	4,215
金 融 派 生 商 品	4,766	退 職 給 付 引 当 金	10,454
そ の 他 の 資 産	28,782	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	158
有 形 固 定 資 産	36,695	偶 発 損 失 引 当 金	1,134
建 物	9,670	繰 延 税 金 負 債	934
土 地	24,071	支 払 承 諾	7,172
リ ー ス 資 産	1,066	負 債 の 部 合 計	6,260,077
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,886	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,994	資 本 金	37,924
ソ フ ト ウ エ ア	4,305	資 本 剰 余 金	27,488
リ ー ス 資 産	3	資 本 準 備 金	27,488
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	685	利 益 剰 余 金	185,511
支 払 承 諾 見 返	7,172	利 益 準 備 金	13,257
貸 倒 引 当 金	△19,358	そ の 他 利 益 剰 余 金	172,253
		別 途 積 立 金	160,240
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,013
		自 己 株 式	△1,693
		株 主 資 本 合 計	249,229
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,188
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,008
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	33,197
		新 株 予 約 権	63
		純 資 産 の 部 合 計	282,489
資 産 の 部 合 計	6,542,567	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,542,567

第133期末(2020年4月1日から2021年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	70,808
資金運用収益	48,645
貸出証券利息配当	31,982
有価証券一口ン利息	16,027
二預け金の利息	16
その他受取利息	566
信託報酬	53
役員取引等収益	8
受入為替手数料	11,484
その他の業務収益	2,630
その外国為替売買益	8,853
外商品有価証券売却益	4,365
国債等債証券売却益	503
その他の経常収益	0
償却債権取立益	3,861
株式等売却益	6,304
現金の信託運用益	822
その他の経常収益	3,493
経常費用	581
	1,406
経常費用	55,840
資金調達費用	1,264
預渡性預金利息	424
一口ルマネー利息	0
売現借先引支払利息	11
債証券借用取引支払利息	311
借金スワップ支払利息	48
その他の引当支払利息	297
役員取引等費用	130
支払為替手数料	39
その他の業務費用	4,707
その国の債等派生商品費用	490
営その倒引当金繰入額	4,217
貸出等売却却損	3,866
貸株式等売却却損	1
貸株式等売却却損	39,453
貸株式等売却却損	6,546
貸株式等売却却損	2,758
貸株式等売却却損	708
貸株式等売却却損	2,457
貸株式等売却却損	33
貸株式等売却却損	46
貸株式等売却却損	542
経常利益	14,967
特別利益	92
固定資産処分利益	64
その他の特別利益	28
特別損失	444
固定資産処分損失	59
減損損失	385
税引前当期純利益	14,615
法人税、住民税及び事業税	4,130
法人税等調整額	△145
当期純利益	3,984
当期純利益	10,631

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊟
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、Web会議システムも利用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 南都銀行 監査役会

常勤監査役 箕輪 尚起 ㊦

常勤監査役 半田 隆雄 ㊦

社外監査役 倉橋 孝壽 ㊦

社外監査役 三石 基 ㊦

以上

× ㄟ

Lined page with horizontal ruling lines.

株主優待制度のご案内

株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、2020年より株主優待制度を導入いたしました。

歴史ある奈良県で愛されてきた名品を取りそろえたカタログギフトをご用意し、株主の皆さまにお届けします。また、奈良県産品の贈呈を通じて地域振興に貢献することで、当行グループが経営計画で目指す奈良県の発展、「奈良県のGDP10%増加」の実現を図ってまいります。

<2021年度優待ギフトの一例>



吉野の葛餅



三輪素麺



奈良漬

対象となる株主さまにつきましては、6月29日(火)の株主総会終了後、『カタログギフト』および『株主優待申込書』を決議通知書に同封してお送りします。ご希望の商品をお選びいただき、7月30日(金)までにお申し込みください。



2021年のカタログギフトはこちらからご覧いただけます。

<株主優待制度の内容>

保有株数	継続保有期間 [※]	優待商品
300株以上1,000株未満	5年未満	クオカード(1,000円分)
	5年以上10年未満	クオカード(1,500円分)
	10年以上	奈良県産品①(2,000円相当)
1,000株以上5,000株未満	5年未満	奈良県産品②(2,000円相当)
	5年以上10年未満	奈良県産品③(2,500円相当)
	10年以上	奈良県産品④(3,000円相当)
5,000株以上	5年未満	奈良県産品⑤(3,000円相当)
	5年以上10年未満	奈良県産品⑥(3,500円相当)
	10年以上	奈良県産品⑦(5,000円相当)

※継続保有期間につきましては、毎年3月31日および9月30日の当行株主名簿に、同一株主番号で連続して記載されている年数とし、本株主優待制度導入以前も含むものとさせていただきます。また、保有株数については、直近の基準日(3月31日)時点の保有株数にて判定いたします。

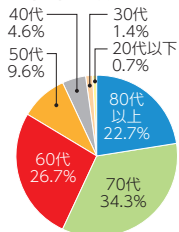
個人株主さま向けアンケート結果のご報告

「第133期 営業の中間ご報告」（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に同封いたしました株主アンケートにつきまして、1,461名と多数のご回答をいただき誠にありがとうございました。当行の今後の経営とIR活動の参考にさせていただきます。

以下に結果の概要について、ご報告させていただきます。

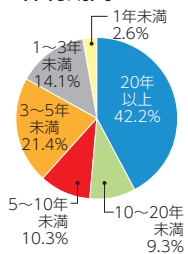
ご回答いただいた方の特性

■ 年齢構成



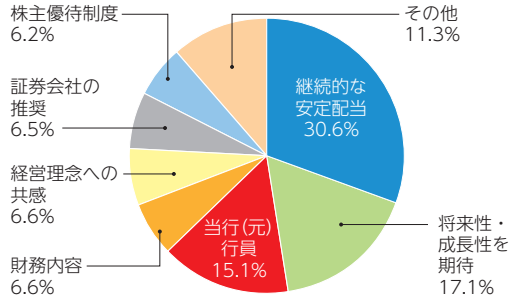
ご回答をいただいた株主さまの年齢構成は、「70代」の方が34.3%と最も多く、次いで「60代」の方が26.7%、「80代以上」の方が22.7%、と60代以上の方が8割を超えていました。

■ 保有期間



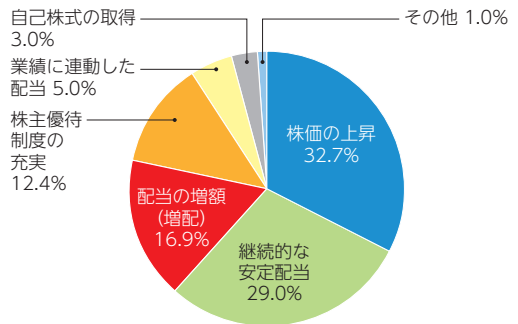
当行株式の保有期間は、「20年以上」の方が42.2%と最も多く、6割以上の方が長期保有（5年以上）の方となっております。

Q 当行株式の保有理由・目的をお聞かせください。



ご回答をいただいた株主さまの当行株式の保有理由・目的は、「継続的な安定配当」（30.6%）、「将来性・成長性を期待」（17.1%）、「当行(元)行員」（15.1%）の順となりました。

Q 当行の株主還元を期待することをお聞かせください。



当行の株主還元を期待することは、「株価の上昇」（32.7%）、「継続的な安定配当」（29.0%）、「配当の増額（増配）」（16.9%）の順となりました。

会場 ホテル日航奈良 4F 飛天の間



●新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる 株主総会ライブ配信のご案内



当日の株主総会にご自宅等から参加し、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

配信日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

視聴方法

当日視聴
URL

[https://8367.v-virtual-
mtg.jp](https://8367.v-virtual-mtg.jp)



(QRコード)

- 株主さま認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いします（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください）。

ID

議決権行使書用紙に
記載されている
「株主番号」
(8桁の半角数字)

+

パスワード

株主名簿上のご登録住所の
「郵便番号」(3月末時点)
(ハイフンを除く7桁の半角数字)

⚠ ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

ID／パスワードに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 TEL：0120-191-060
(2021年6月29日（株主総会当日） 午前9時～株主総会終了まで)

ライブ配信に関するお問合せ先

株式会社バイキューブ TEL：03-4579-2109
(2021年6月29日（株主総会当日） 午前9時～株主総会終了まで)

※詳細は、5頁に記載の「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認ください。